

[シンポジウム]

## 民事信託の課題と展望

はじめに

木村 仁

本日は、「民事信託の課題と展望」と題して半日シンポジウムを開催します。各報告を始めるにあたり、企画の趣旨および概要をご説明いたします。

民事信託の意味するところについては異なった見解があり、ここで明確に定義することは避けますが、これを概括的に、個人の財産の管理および承継を目的とし、受託者による財産管理・処分と組み合わされた贈与または遺贈を実質的内容とするものと捉えた場合、このような意味での民事信託、特に家族が受託者となる信託の利用が増加しているといわれています。その背景には、高齢社会の本格的到来に伴い、柔軟な財産管理および円滑な財産承継に対するニーズの高まりがあると思われます。他方で、民事信託、特に家族が受託者に選任される信託の普及とともに、実務上そして理論上、様々な問題点が指摘されています。民事信託の健全な発展を促進するためには、その利用の現状を把握したうえで、個人が信託により財産承継および財産管理を実現するにあたり、検討が不十分な法的課題を明らかにし、総合的な検討を行うことが必要であると思われます。

本シンポジウムは、こうした視点に立ち、民事信託における重要な法的課題について、財産承継、税制、財産管理および比較法の視点から多

面的に検討し、今後の展望を示すことを目的とするものです。

第1に、民事信託の実務に精通している伊庭潔弁護士より、「民事（家族）信託の現状と課題」と題する報告をして頂きます。民事信託または家族信託の利用の現状を踏まえたうえで、信託契約締結時、信託契約締結後および税務上の観点から、実務上の重要な課題を明らかにして、それぞれ検討するものです。

第2に、岩藤美智子教授には、財産承継に関わる観点から報告して頂きます。信託には委託者の債権者から財産を隔離する機能があるといわれていますが、死亡時に無償で財産を譲渡する者の債権者の保護という観点から、民法上の議論を踏まえたうえで、遺言信託において、相続財産清算時に相続債権者を保護する規律、そして詐害行為取消しによって相続債権者を保護する規律を検討するものです。

第3に、測圭吾教授には、税法上の観点から報告して頂きます。測教授の報告は、民事信託に関する所得税・相続税の課税ルールが基本的に妥当であるとしつつも、家族内で財産承継がされる場合において、民事信託と同等の機能を果たす他の法的仕組みの課税ルールに比べて、民事信託が相対的に不利な状況にあることを明らかにするものです。

最後に、私が比較法および財産管理の視座からご報告いたします。遺言代用信託は、財産承継および委託者のための財産管理という複合的目的のために利用することが可能ですが、委託者が能力を喪失した場合に、信託の終了や変更に係る委託者の権利を後見人が代理行使できる基準、そして受託者に対する監督のあり方について、アメリカの撤回可能信託に関する法を参考に検討いたします。

本シンポジウムが、民事信託の健全な発展に向けて、議論の素地を提供できるのであれば幸いです。それでは、各報告者の報告に移ります。

(関西学院大学法学部教授)